

## 第6期第6回練馬区障害者地域自立支援協議会議事録

- 1 日時 令和5年3月23日(木)午前9時30分から11時
- 2 場所 Coconeri(ココネリ)3階 練馬区立区民・産業プラザ研修室1
- 3 出席委員 森山委員、松澤委員、的野委員、市川委員、山岸委員、  
中野委員、今井委員、伊東委員、亀井委員、田中聡委員、  
亀田委員、笹委員、安藤委員、菊池委員、石野委員、  
益子委員、藤巻委員、高橋委員、齋藤委員  
(以上19名)  
欠席委員 田中康子委員
- 4 傍聴者 5人
- 5 議題
  - (1) 次期障害福祉計画および障害児福祉計画の策定等について
  - (2) 障害者の意思疎通支援に係る取組状況について
  - (3) 令和5年度練馬区障害者施策の主な事業について
  - (4) 専門部会からの報告

会長

これより、第6期の第6回の練馬区障害者地域自立支援協議会を開催いたします。

来年度は練馬区障害福祉計画および障害児福祉計画の策定、練馬区障害者計画の一部改定を予定しております。本日はこれまでの経過や取組について報告をいただきます。計画については、区民と区が協力して作っていくことが大事ですので、少しでもこの会議および専門部会が寄与できればと考えております。

それでは、議題に入ります。次第1の次期障害福祉計画および障害児福祉計画の策定等について、資料1と参考資料について事務局から説明します。

事務局

資料1および参考資料の説明

会長

ありがとうございました。私から質問があります。計画の策定に向けて、例えば資料1の2国の定める基本指針(案)の見直しの主な事項と主な目標指標等の「地域共生社会の実現に向けた取組」といったテーマについては、様々な部署が連携して話を進めていくことが大切だと思いますが、そのあたりはどのようなお考えでしょうか？

障害者施策推進課長

まず障害の計画の上位計画としまして、第2次みどりの風吹くまちビジョンがございまして、まさに協働が大きな柱として区としても位置付けております。

そのため、その個別の各論の計画である障害の計画でも協働という点は重点的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

併せまして、練馬区地域福祉計画であるとか、練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画であるとか、障害児に関して言えば、練馬区子ども子育て支援事業計画、練馬区健康づくりサポートプラン等、そういった計画等も関連しながら作っていくというのが、まず計画の位置付けというところでございます。当然そういったこともございますので、様々な部署が連携しながら行っていきます。

具体の策定に当たりまして、障害者計画検討委員会および各分科会を設けてというお話をさせていただきました。各分科会には関連する部署に入っただいて活発な議論をしていきながら進めていきます。住まい、健康、保健、いろいろな分野が緊密に連携していくことが重要だと考えておりますので、そういった点を配慮しながら今後の議論を進めてまいりたいと考えてございます。

会長

他に何かございますか。

委員

これから議論しようとしているのは、令和6年から8年度の計画でございますが、その前に現状認識がどうなっているのかについて二点お伺いさせていただきます。

一点目は障害者が増加傾向にあることについて、二点目は計画策定後におけるPDCAサイクルをどのように回すのかについてお考えをお聞かせください。

障害者施策推進課長

まず、現状認識というお話をお伺いしました。一点目の障害者が増加傾向にあるところですが、確かに増加傾向にあります。特に精神障害者手帳保持者が増えているところがあります。加えて、難病の方も増えているといったこともございます。数が増えるに伴い、区のほうでお受けしているご相談も、やはり複雑化、多様化しているとか、障害者の方々の重度化、高齢化が進んでいるといったところもよく聞くお話でございますので、そういったところにしっかりと対応してまいりたいと考えてございます。

また、今後、障害者基礎調査を行う予定ですので、その中で皆さまのニーズであるとか、課題であるところをあらためて把握をさせていただきながら、施策の方向性を検討していければと思っております。

2点目としまして、PDCAをどう回すのかというお話がございました。計画というのは作れば終わりということではなくて、やはりしっかりとそこを検証して、修正すべきところは修正しながら、まさにPDCAサイクルを回していくところが非常に重要だと考えてございます。現在もこちらの自立支援協議会の専門部会の中でもご議論いただいているところがございまして、区の関係部署間でも今後の計画についてもPDCAについてはしっかりと検証しながら回していき

いと考えてございます。

委員

障害者が増えている現状の認識についてもう少し詳しくご説明をお願いします。

会長

障害者が増えるというのは、様々な要因があると考えられます。自分を障害者として認識して施策に結び付けたいという意図で手帳の取得を申請される方もおられると思いますし、障害の判断基準が非常に幅広くなっているという話も聞きました。

障害者施策推進課長

人数が増えているということ、困っている方が増えているということについては、区としてしっかりと関わっていかなくてはいけないと考えています。

その要因というのは、さまざまにあらうかと思えますけれども、そこについての要因を防ぐというところもございまして、障害がある方に対するフォロー体制についてこれまで以上にやっていく必要があるところは考えてございます。その具体的な内容につきましては、先ほど申し上げたような調査等も行いながら考えてまいりたいと思えます。

会長

他に何かございますか。

委員

私は、協働の社会を作るにはどうしたらいいか、以前から会議でお話させていただいてきました。計画を作るにあたって、計画を作る側が主体ではなく、障害者とともに一緒になって、一体となった形で作り上げてほしいと思えます。そのために、丁寧に当事者等の意見を聞いて、計画に反映していただきたいと思えます。

障害者施策推進課長

地域共生社会というのは、これまでもご意見いただいてまいりましたし、今回は国の指針のほうでも、前回に引き続きしっかりと位置付けられています。区としても、しっかりと力を入れて取り組んでまいりたいと考えてございます。

そういった取組の一つが、昨年に制定した練馬区障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例です。意思疎通の理解を深めるということが地域の中で地域共生をしていくということが非常に重要だと思えますし、地域の方々の障害理解を促進していくような取組も、条例に関連して実施してまいりました。今後の次期計画の中でも、地域共生社会に向けた取組を検討してまいり

たいと考えてございます。

会長

次の議題に移ります。次第 1(2)障害者の意思疎通支援に係る取組状況について、資料 2 について、事務局から説明します。

事務局

資料 2 の説明

会長

この件について、何かご質問等ありますでしょうか。

委員

まず、練馬区障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例の制定は区民の皆さま方へ障害への理解を得られるためにいいことだと思っています。

次に、手話講習会についてです。手話通訳者の登録が実際には少ないと思っています。登録試験も毎年開かれていますけど、今年度実績は 1 名しか合格していない。応募者は 25~26 名いましたが、そのうち 1 人が 2 人です。それから、令和 3 年度の実績、修了者 17 名となっています。この 17 名というのは、どういう数なのかお聞きしたいです。来年、4 月からまたスタートしますけれども、応募者定員が 40 名のところ、応募者が 100 人を超えるという、すごい数です。以前は 120 人近くの応募があって、クラスを 2 つに分けていたときがありました。この修了者についてどのような方々が勉強されて終了していくのかももう少し具体的に教えていただければと思います。

それともう一つですね、障害者とのコミュニケーションガイドブックを出されています。これを皆さんに配布していただきたいと思います。

障害者施策推進課長

まず、手話通訳者の講習会の修了者の人数等について、より細かくお知らせしていただいたほうがよいのではないかとのご提案をいただきました。通常、例えば初級コースであれば、50 人のところを来年度に関しては 40 人という形にさせていただきました。これは、実施の主体である心身障害者福祉センターが再来年度から大規模改修に入って、会場等の確保が難しくなるというところで、定員等を少し縮小させていただいたことが理由です。手話通訳者の登録者を増やすためには、裾野を広げることが非常に重要だと考えておりますので、より多くの方に受けていただけるような取組は今後も考えてまいりたいと思います。

実際の修了者でございますけれども、こちらの 17 名というのは、手話通訳の養成コースの修了者と聞いてございます。その他に、例えば初級コースであれば令和 3 年度は 38 名、中級コースであれば 44 名、上級コースであれば 36 名、あとは中途失聴・難聴者ということであれば 13 名というところで、合計すると 148

名の方が令和3年度は修了されたと聞いております。

こちらも、先ほど触れましたけれども、令和2年、3年はコロナ禍で一部のコースの回数を減らしていたことがございましたので、それ以前は、200名超の方が修了していました。今後、また人数が増えていくと考えているところでございます。

ガイドブックについては、お持ちでない方については別途送らせていただきたいと思います。

委員

2025年に、世界ろう者競技大会、デフリンピックが東京で開かれることになりました。デフリンピックって、パラリンピックと違い、なかなかなじみのない競技大会で、知らない人が多いです。残念ながら練馬区には競技会場はありません。普及のためには、手話の普及が大切になってくると思っています。もう一つは、メディアで手話を取り上げられることが普及の一助になるのかと思いました。

会長

障害者とのコミュニケーションガイドブックを知らない人にこれをどう配るかというのが知恵の出どころかなと思っています。

次の議題に移ります。次第1の 令和5年度練馬区障害者施策の主な事業について説明をお願いします。

事務局

資料3の説明

会長

何かご質問等ございますでしょうか。

委員

今のご説明の中で、ライフステージに応じた支援の充実の中に、触法障害者を受け入れるグループホームを支援したとありますが、詳細についてお伺いさせていただきます。

障害者施策推進課長

障害者で触法行為をしてしまった場合、再犯率が非常に高いというところが課題になっているところがございます。区としましては、そういった方々が地域に戻られた後の社会復帰を支援するためには、しっかりとした職員体制のもとで支援をしていくことが重要であると考え、実際に区内で受け入れている施設などが加わってまいりました。

実際に受け入れるに当たっては、専門資格を持った職員等、手厚い体制が必要

であり、実際に受け入れている施設を支援するという意味合いで、今回こういった事業を開始した次第でございます。区内でも数カ所の施設で、受け入れを行っています。

会長

触法障害者を受け入れるグループホームをやろうとされている法人がいらっしゃるということでしょうか。

障害者施策推進課長

現在既に地域の中でそういった方を受けている施設があります。触法行為をしたとしても、その方は地域の中に戻ってきます。なかなか自分の実家に戻ったり、1人でアパートを借りたりすることが難しかったりする中で、グループホームで支援を受けるという方も多くいらっしゃいます。そういった方を受け入れるところが練馬区に限らずありますので、区としては、そういった方の再犯防止のために設置しようというところがございます。

なお、こちらの取組ですけれども、国のほうでも再犯防止計画を策定することとなっております。区のほうでも今後、策定を計画しておりまして、それに先駆けて、実施するものがございます。

会長

他に何かございますか。

委員

障害者の地域移行についてです。重度知的障害者の入所施設から地域移行についてどのように進められていますでしょうか。東京都の方が都外施設に多く入所しています。親が高齢化し、都外施設に入所した場合、もうそこが今生の別れで、二度と会うことがないというような形になります。その都外施設から、地域のグループホーム等に移行する取組も促進されています。

精神障害者だけではなくて、重度知的障害者の地域移行、入所施設から地域に戻るということも力を入れていただけたらと思っております。

障害者施策推進課長

やはり区としては重度の障害者の方であっても地域で暮らし続けられるようにというのは非常に大きな課題として考えてございます。石神井町福祉園用地を活用して、重度障害者のグループホームをつくるという計画もございまして、これまでもそういった施設というのは作っている状況でございます。区としても今後も重点的に取り組んでまいりたいと考えているところがございます。

会長

都外施設に入所している方は 3,000 人と聞いておりますが、東京都はその間

題についてそっとしておきたいという雰囲気があると感じています。やっぱり地域移行という話になると地域が反対することもあることが一因かと思います。

地域移行って何をどうしたらいいかというのは、喫緊の課題になっているということを、ぜひ行政にも認識いただきたいと思います。

委員

ヤングケアラーの話が出てきます。今後開設予定の練馬区児童相談所とヤングケアラーについての関連について教えてください。

障害者施策推進課長

都立の児童相談所が令和6年度に設置予定でございます。支援が必要な児童は要保護児童対策地域協議会の関係機関が協議し支援をしています。ヤングケアラーについては、なかなか顕在化しづらいというところが課題となっており、学校、教育委員会を中心にさまざま検討してきたところでございます。

ヤングケアラーについても、子ども家庭支援センターや児童相談所が関わりながら支援していくものと考えております。

会長

次の議題に移ります。次第1の 専門部会からの報告について、よろしく願いたいします。

事務局

資料4の説明(権利擁護部会)

委員

資料4の説明(地域生活・高齢期支援部会)

委員

資料4の説明(相談支援部会)

委員

資料4の説明(地域包括ケアシステム・地域移行部会)

会長

ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

委員

18歳以上の重症心身障害者に対する支援体制というのが、18歳未満に比べて非常に少ないと感じています。生活介護の事業所の通所日数が学生時代と比べて少ないです。Leaves 練馬高野台ができ週5日通所で運営していただいている

すが、既に定員も埋まってしまっています。そういうことも踏まえて、他の支援事業を展開していただきたく思います。

それから、医療的ケア児等への相談支援体制の充実というところについて開始時期や内容などについて教えてください。

#### 障害者施策推進課長

まず、1点目としまして、成人期の医療的ケアの支援体制というところで、児童の部分は医療的ケア児支援法ができたりして、さまざま整ってきているというところがございます。区としては、生活介護の事業所である福祉園で積極的にこれまでも受け入れてきましたが、通所日数が学生時代と比べて少ないといった課題というのはさまざまご意見をいただいているところでございます。今年度開設した Leaves 練馬高野台で5日通所も実施しておりますので、今後、拡大してまいりたいと考えておりますし、その他の施策についても検討してまいりたいと考えているところでございます。

2点目としまして、医療的ケア児のご家族による相談事業の今後の見通しというところがございますけれども。現在、その事業の内容等について検討を進めており、開始時期としては秋ぐらいをめどに考えているところでございます。

#### 会長

医療的ケア児支援については、全国的にいろんな取組が始まっています。医療的ケア児本人だけでなく、そのきょうだいや母親支援を組み合わせること、まさに包括的な支援が重要になってきます。家族の負担軽減について様々に意見を出す必要があると感じています。

専門部会について、とても大事な議論が積み重ねられています。議論の結果を報告いただき、意見交換できる形があるといいとも感じています。

それでは以上で、第6期第6回第3回練馬区障害者地域自立支援協議会を閉会いたします。